

(写)

平成24年3月13日

名張市長 亀井利克 様

名張市子ども権利委員会
委員長 山村 博亮

答 申 書

平成23年2月16日付け、名子政第111号で諮問のあった次の事項を審議するにあたり、当委員会は、就学前教育・保育施設検討部会と幼児教育検討部会の二つの部会に分かれて、双方で計9回にわたる会議を開き、昨今の社会環境や家庭環境の変化等、さらには、本市における現状と課題を踏まえるとともに、名張市子ども条例の理念に基づく総合的、将来的な視点から、慎重に審議を重ねてきた。

(諮問事項)

- (1) 国が幼保一体化にむけて検討している「こども園(仮称)」の取組を踏まえ、就学前教育・保育施設の全市的な適正規模、適正配置について
- (2) 本市の幼児教育の現状と課題を踏まえた既存保育所・幼稚園の今後の幼児教育の内容と公立・私立の役割分担について

その結果、諮問のあった事項について、今後、次のような対応が望ましいと判断する。

なお、当該答申を踏まえた、今後の事業展開や計画の策定に当っては、子どもの施策に係る計画として策定された「名張市次世代育成支援行動計画(後期計画)」及び「ばりっ子すくすく計画」を所管する名張市健康福祉部子ども担当と「名張市子ども教育ビジョン」を所管する名張市教育委員会との連携・調整を十分に図るとともに、国が定める「子ども子育て新システム」の諸制度の効率かつ適正な活用について十分配慮されたい。

記

(1) 就学前教育・保育施設の全市的な適正規模、適正配置について

就学前教育・保育施設の配置に係る考え方

少子化による就学前児童数の減少や家庭における子育て環境の変化、価値観、生活様式の多様化などにより、幼稚園の入園を希望する児童が全市的に減少している一方で、保育所(園)に入所を希望する児童が年々増え続け、一部定員を下回る保育所(園)もあるものの、多くの保育所(園)で3歳未満児を中心に定員を超過しており、待機児童が生じている現状にある。

これらの幼稚園・保育所(園)施設について、市域を分割した地区単位で施設の適正配置

や適正規模を検討する必要があることから、地区割を行うこととし、「既存の分割方法で一定の認知がされていること」「全ての地域に既存施設が配置されていること」「施設が在宅保育の支援を行う際に、民生委員・児童委員の協力が必要となること」等の理由により、民生委員児童委員協議会の地区割りと同様の8分割とした。(当該地区割りを「就学前教育・保育施設適正配置計画地区割」と称する。)

この地区割りによる既存施設の現況を踏まえると、当市の就学前教育・保育施設は、保育所(園)の定員の弾力化に伴う配置保育士の増員や国で協議されている「(仮称)総合こども園」(幼保一体化施設)の移行等による人的、施設的な活用等により、就学前教育・保育サービスの需要を充足するものと判断する。

このことは、将来的にも、将来人口推計による就学前児童数の減少を勘案すれば、既存施設において対応できるものと推測する。

なお、著しく定員割れをしている保育所(園)で、かつ、地区内で他に保育所(園)がある場合は、地区内における施設の適正規模を考慮し、統合も含めその存続について、今後、検討を行うべきである。

施設の老朽化に係る大規模改修の考え方

建築後35年を越える老朽化した保育所(園)については、施設の建替え等の大規模改修を市の財政状況を鑑み、計画性を持った整備を行うべきである。

その際の財源は、子ども・子育て新システムの中で創出される施設改修の補助制度を活用し、年次的に整備していくこと。

また、保育所(園)だけでなく、幼稚園における施設改修についても、当該補助制度の活用により対応すべきである。

なお、将来的に統合が考えられる保育所(園)の施設の改修は、必要な範囲での修理に留めることも選択肢のひとつとして考えるべきである。

幼稚園施設の「(仮称)総合こども園」への移行について

就学前教育・保育施設の「(仮称)総合こども園」(幼保一体化施設)への移行については、公立・私立の整合を図り、双方の取組を同時並行して推進すること。

その際に、市全体のバランスを鑑み、公立幼稚園の「(仮称)総合こども園」への移行の実施園数を検討すべきである。

また、「(仮称)総合こども園」に移行する場合の施設の定員については、子ども・子育て新システムにおいて定められる国の基準を参考にして、今後、実施主体や関係機関との協議が必要である。

地域における在宅保育家庭の支援について

就学前教育・保育施設は、その地域の子育て家庭の支援をする施設としての機能を果たす必要があることから、「就学前教育・保育施設適正配置計画地区割」の地区には、必ず1つ以上の施設が配置されている必要がある。

このことから、今後、施設の統廃合を考える場合においても、必ず地区内の配置について考慮すべきである。

子ども・子育て新システムとの整合について

平成25年度制定予定の子ども・子育て新システムは、幼児教育・保育、地域子育て支援などの需要や見込み量の確保のための方策、目標値の設定など、子育て、子育て支援に関する5年程度の計画(市町村新システム事業計画(仮称))の策定が求められている。

この計画の策定に際して、当協議事項を反映させることを望む。

(2) 幼児教育・保育について

幼稚園・保育所(園)での幼児教育・保育の方向性について

「幼稚園・保育所(園)での幼児教育・保育の方向性」については、「全てが同じカリキュラムにより幼児教育・保育を行うのではなく、幼保の共通する部分を目標として取り出して、同じ方向を向いて進んでいくという共通認識をしながら、それぞれの取組を行うべきである。」「小学校への接続を視野に入れた最低限の保育内容は定めるべきである。」という考え方のもと、現場の意見を汲み取るための研究会を立ち上げて、今後、検討していくべきである。

このことから、研究会の構成メンバーは現場で働く職員の参加が必要であり、名張市にある幼稚園6箇所、保育所(園)15箇所から代表を招集すべきであるが、小中学校からもパイプ役となる教職員を参加させるとともに、現場以外の学識経験者等の参画も考慮すべきである。

また、研究会での議論が全ての幼稚園・保育所(園)の意見を反映させられるように、各施設の代表者が研究会に参加しやすい環境整備を市は積極的に進める必要がある。

なお、具体的なメンバーや、立ち上げの時期については、名張市全体の幼児教育・保育を検討するという観点から、教育委員会が検討している総合教育センター構想の方向性とも連携を取りながら進めていくべきである。

さらに、名張市では、認可外保育施設もあるが、公立・私立、幼稚園・保育所(園)、認可・認可外と分かれていても、子どもの発育・発達、安全・安心などの根幹の部分を保障する、基本的内容のあり方については、共通理解を図るべきである。

幼稚園・保育所(園)等の交流や研修について

幼稚園と保育所(園)の交流については、それぞれの施設が連携し、情報交換や共通認識ができる組織体制の整備が必要である。保育所(園)には、公私の施設が連携を図るための組織として、「名張市保育施設長連絡協議会」が既に設置されているが、幼稚園においては、現在、そのような組織体制が整備されていない状況である。

このことから、市内の公立・私立の幼稚園が連携を図るための組織体制を整備するとともに、幼稚園と保育所(園)のそれぞれの組織が、共同で交流や研修に取り組むことのできる体制に発展させるべきである。

また、人間形成の基礎を培う幼児期において、健全な自己意識を形成させ、小・中学校、さらには高等学校に繋げていくためにも、保幼小中のそれぞれの施設が連携して、幼児教育・保育に取り組むことが重要である。

このことから、幼稚園と保育所(園)の組織体制が横の繋がりとすれば、就学前教育保育から小学校教育への円滑な移行を図る縦の繋がりとして、小中学校の教員と幼稚園と保育所(園)の職員が共に幼児教育・保育を研修、研究及び実践するための組織体制の整備を行うべきである。

このため、教育委員会において、平成22年10月に策定した「名張市子ども教育ビジョン」

で、「就学前教育保育から一貫した連続した育ちを支えるしくみの構築」を施策のひとつとして位置付けていることから、当該組織を既存名張市教育研究所や総合教育センターに設置することを望む。

既存公立・私立の役割分担について

名張市の就学前教育・保育施設は、公立・私立の違いがあっても、子どもの健全な成長・発達を保障するうえでは、何ら変わることはないものである。

このことからすれば、保護者が望む保育サービスについては、いずれの保育所(園)でも提供すべきであり、その実施に当たっては、利用者の利便性に配慮し、保護者の意向を調査するなどにより事業や施設の選択を行うべきである。

また、私立保育園が実施する場合に効率面や経済面から負担が必要となる特別保育サービスの提供については、その運営費の支援を市が行うべきである。

連続した就学前教育・保育の取組について

就学前教育・保育に関わる議論については、決して幼稚園・保育所(園)に留まることなく、その後の小中学校や高等学校へと引き継がれていくべきものである。

そのことは、名張市教育委員会が平成22年10月に策定した「名張市子ども教育ビジョン」においても重要な施策として掲げられていることであることから、市が実施する就学前教育・保育から小中学校教育、さらにはその上の高等教育へと一貫し、連続した育ちを見据えた取組を行っていく必要がある。

参考資料

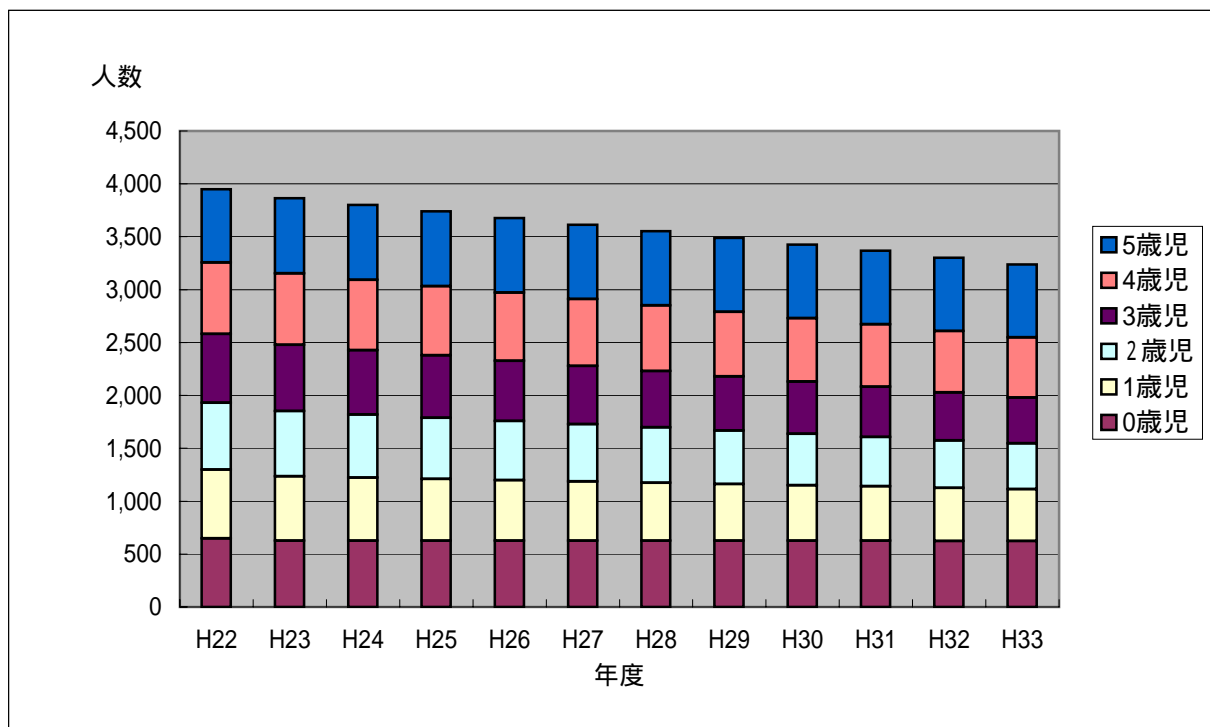
1. 就学前児童の状況(地域別・年齢別)
地域づくり組織の区域単位での就学前児童の年齢別の人数を表記し、同地域の全人口との比較により就学前人口の比率を表記しました。
2. 就学前児童将来推計(最小二乗法、コーホート分析)
2種類の推計人口の算出方法を使い当市における就学前児童の将来人口を推計した。双方の数値には多少の差異はあるものの、平成33年には、算定根拠とした平成22年から約2割の就学前児童数が減少することとなります。
3. 就学前児童年齢別入所(園)状況
市内既存保育所(園)及び幼稚園の各施設に入所している子どもの年齢別の数値を表記するとともに、市内の全就学前児童の入所率を表記しました。
4. 保育所(園)の待機児童数
過去5年間の保育所(園)の待機児童数を各年度10月1日時点の数値を表記しました。
5. 既設就学前教育・保育施設設置状況
市域を8分割した地区割り(就学前教育・保育施設適正配置計画地区割り)に既存既設就学前教育・保育施設を示し、各施設の配置状況を表記しました。
6. 地区別既存就学前教育・保育施設の設置状況と課題
就学前教育・保育施設適正配置計画地区毎に配置された施設の状況(入所、建築経過年等)を示し、それらに基づく地区単位での課題を表記しました。
7. 名張市保育施設長連絡協議会規約
市内5つの公立保育所と10の私立保育園の施設長の研鑽と連携を図り、施設職員の資質向上のための研修事業等を実施するために平成22年度より発足した協議会の規約です。
8. 名張市子ども権利委員会規則
名張市子ども条例に基づき設置した名張市子ども権利委員会の設置規則です。
9. 子ども権利委員会検討部会名簿
本答申の検討協議を行った子ども権利委員会の二つの検討部会(就学前教育・保育施設検討部会及び幼児教育検討部会)の構成メンバーの名簿です。
10. 諮問書
平成23年2月16日付けで名張市長より受けた諮問書です。
11. 子ども権利委員会及び検討部会の協議経過
平成23年2月16日に市長より諮問を受けた後の協議経過を表記しました。

地域名		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	就学前人口計(A)	名張市人口計(B)	就学前人口率(A/B)
名張	旧町	36	44	47	46	38	33	244	6,619	3.69%
鴻之台・希中央	鴻之台・希中央	32	65	54	25	26	25	227	2,162	10.50%
蔵持	蔵持地区(里・原出・芝出)・緑が丘	28	32	34	36	30	36	196	4,002	4.90%
梅が丘	蔵持地区(大屋戸・松原・夏秋・短野・下三谷)・梅が丘地区	20	36	48	55	41	42	242	6,948	3.48%
薦原	薦原(八幡・鷓山・家野・葛尾)・西田原・さつき台	2	17	15	21	17	24	96	2,153	4.46%
美旗	美旗地区(新田・東田原・池の台・南西原・松陽台・うぐいす台・西原町・上下小波田・南古山・藤が丘)	41	71	70	77	75	79	413	8,732	4.73%
比奈知	比奈知・滝之原・富貴ヶ丘地区	25	44	49	41	41	47	247	5,146	4.80%
すずらん台	すずらん台	7	25	26	32	24	33	147	3,888	3.78%
つつじが丘	つつじが丘地区・春日丘	41	96	103	68	96	98	502	11,338	4.43%
国津	国津・長瀬地区	0	1	2	1	3	2	9	777	1.16%
錦生	錦生地区(黒田・結馬・井手・坂之下・谷出・小屋出・鹿高・矢川・上三谷・竜口・四季ヶ丘)	8	8	8	8	13	9	54	1,980	2.73%
赤目	赤目地区(赤目ヶ丘・すみれが丘)	16	28	24	23	22	32	145	4,093	3.54%
箕曲	箕曲地区(夏見・赤坂・瀬古口・中知山)	21	31	34	44	43	30	203	3,951	5.14%
百合が丘	百合が丘地区(青蓮寺・南百合)	28	53	56	42	52	69	300	6,881	4.36%
桔梗が丘	桔梗が丘地区(桔梗が丘南・桔梗が丘西)	60	109	114	144	114	123	664	14,050	4.73%
合計		365	660	684	663	635	682	3,689	82,720	4.46%

就学前児童将来推計(最小二乘法)

(単位:人)

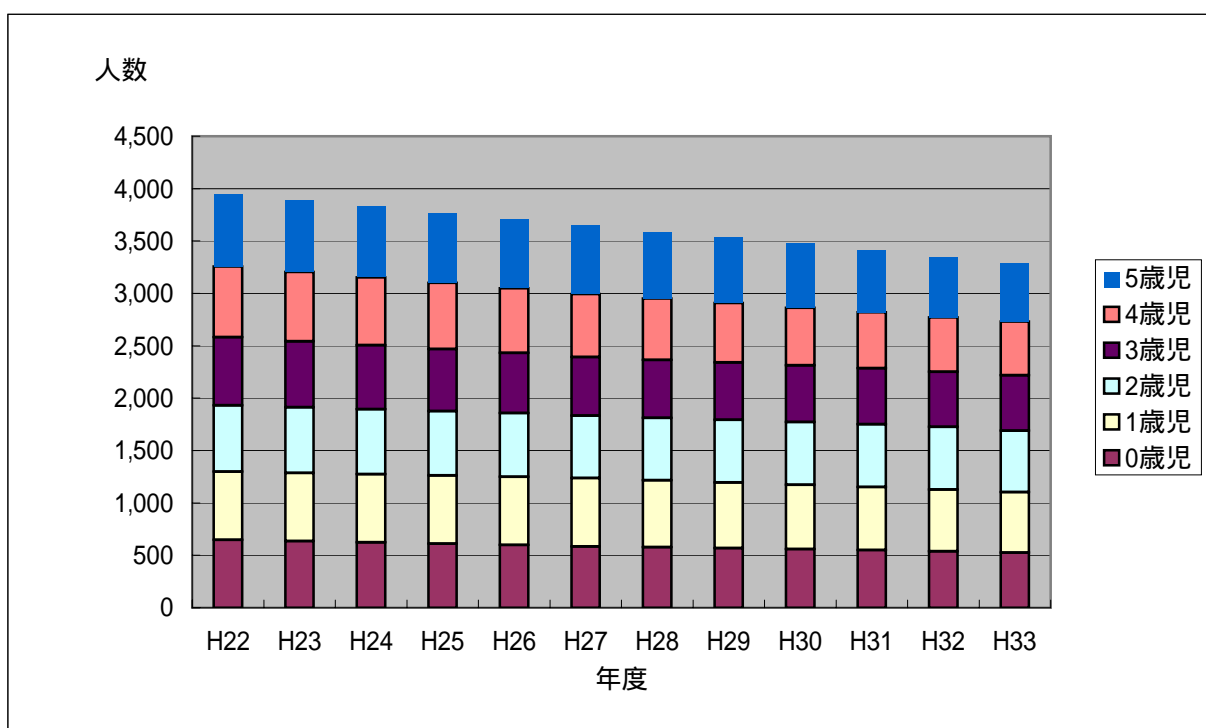
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
0歳児	647	626	626	626	626	625	625	625	625	625	624	624
1歳児	651	609	597	585	573	562	550	538	526	515	503	491
2歳児	634	616	597	579	560	541	523	504	485	467	448	430
3歳児	648	626	607	588	569	550	531	512	493	474	454	435
4歳児	677	676	666	655	644	633	623	612	601	591	580	569
5歳児	693	711	709	707	705	703	701	699	697	695	692	690
計	3,950	3,864	3,802	3,740	3,677	3,614	3,553	3,490	3,427	3,367	3,301	3,239



就学前児童将来推計(コホート分析)

(単位:人)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
0歳児	647	635	623	611	599	585	576	567	558	549	538	525
1歳児	651	651	651	651	651	651	639	627	615	603	589	579
2歳児	634	627	620	613	606	598	598	598	598	598	598	587
3歳児	648	630	612	594	576	559	553	547	541	535	527	527
4歳児	677	662	647	632	617	600	584	568	552	536	518	512
5歳児	693	685	677	669	661	654	639	624	609	594	580	564
計	3,950	3,890	3,830	3,770	3,710	3,647	3,589	3,531	3,473	3,415	3,350	3,294



資料 3

就学前児童年齢別入所(園)状況

【保育所(園)入所(園)児童】

(H23.5.1現在)

保育所(園)名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	入所(園)児童 数計(C)
	入所(園)児	入所(園)児	入所(園)児	入所(園)児	入所(園)児	入所(園)児	
大屋戸	0	4	8	13	15	20	60
薦原	0	1	4	7	10	10	32
錦生	0	2	3	2	9	3	19
赤目	0	9	11	20	20	24	84
国津	0	0	1	1	7	5	14
箕曲	5	19	23	25	26	31	129
昭和	4	23	21	34	39	31	152
名張西	3	29	31	32	33	41	169
西田原	2	12	18	18	26	18	94
東部	2	12	23	32	20	29	118
蔵持	0	4	6	18	14	17	59
比奈知	3	13	16	22	23	29	106
滝之原	0	4	4	17	15	13	53
桔梗が丘	5	25	31	48	47	41	197
富貴の森	9	18	24	24	21	14	110
合計(A)	33	175	224	313	325	326	1,396
就学前児童数(B)	365	660	684	663	635	682	3,689
入所(園)率(A/B)	9.0%	26.5%	32.7%	47.2%	51.2%	47.8%	37.8%

【幼稚園入園児童】

(H23.5.1現在)

幼稚園名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	入園児童数計 (C)
	入園児	入園児	入園児	入園児	入園児	入園児	
名張					31	44	75
桔梗南					37	38	75
桔梗が丘				102	118	102	322
梅が丘				12	20	19	51
名張よさみ			20	82	54	77	233
つつしが丘				35	58	59	152
合計(A)			20	231	318	339	908
就学前児童数(B)	365	660	684	663	635	682	3,689
入園率(A/B)	0.0%	0.0%	2.9%	34.8%	50.1%	49.7%	24.6%

【就学前教育・保育施設入所(園)児童】

(H23.5.1現在)

施設名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	入所(園)児童 数計(C)
	入所(園)児	入所(園)児	入所(園)児	入所(園)児	入所(園)児	入所(園)児	
保育所(園)	33	174	224	313	325	325	1,394
幼稚園	0	0	20	231	318	339	908
合計(A)	33	174	244	544	643	664	2,302
就学前児童数(B)	365	660	684	663	635	682	3,689
入所(園)率(A/B)	9.0%	26.4%	35.7%	82.1%	101.3%	97.4%	62.4%

年齢基準日が平成23年10月1日で満年齢になる年齢区分
入所(園)児童数には市外居住者も含む

保育所(園)の待機児童数

(各年度10月1日現在)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
0歳	32	24	12	15	19	35
1歳	18	15	21	9	7	12
2歳	14	8	7	10	5	6
3歳	0	5	4	4	2	0
4歳以上	0	4	0	0	1	0
合計	64	56	44	38	34	53

地区別既存就学前教育・保育施設の設置状況と課題

(平成23年5月1日現在)

地区名	公立・私立	施設名	受入年齢	定員	入所(園)児 入所(園)率 数計	待機児童数 (地区ごと)	待機児童数 (施設ごと)	建築経過年 (H23.5 現在)	課題	
名張 旧町、鴻之台、 希中央	公立	名張幼稚園	4歳～	210	75	35.7%	5	-	34	待機児童への対応 ・幼稚園の定員割れ ・老朽化施設への対応 ・地域の子育て(在宅保育)家庭への支援
	私立	昭和保育園	0歳～	150	152	101.3%		5	24	
	私立	名張西保育園	0歳～	150	169	112.7%		1	8	
蔵持 蔵持町全域、緑が 丘、大屋戸、松原 町、夏秋、短野、 下三谷、梅が丘	私立	梅が丘幼稚園	3歳～	210	51	24.3%	1	-	19	低年齢児(0歳児)の受入施設がない ・幼稚園の定員割れ ・老朽化施設への対応 ・地域の子育て(在宅保育)家庭への支援
	公立	大屋戸保育所	1歳～	50	60	120.0%		0	32	
	私立	蔵持保育園	1歳～	70	59	84.3%		1	32	
薦原、美旗 薦生、八幡、西田 原、鶴山、家野、 葛尾、さつき台、 新田、美旗中村、 東田原、上小波 田、下小波田、 西原町、南古山、 美旗町全域	公立	薦原保育所	1歳～	40	32	80.0%	5	0	16	待機児童への対応 ・老朽化施設への対応 ・地域の子育て(在宅保育)家庭への支援
	私立	西田原保育園	0歳～	80	94	117.5%		2	33	
	私立	東部保育園	0歳～	110	118	107.3%		3	35	
比奈知 下比奈知、上比奈 知、滝之原、富貴 ヶ 丘、すずらん台	私立	比奈知保育園	0歳～	130	106	81.5%	4	4	32	待機児童への対応 ・老朽化施設への対応 ・地域の子育て(在宅保育)家庭への支援
	私立	滝之原保育園	0歳～	60	53	88.3%		0	26	
	私立	富貴の森保育園	0歳～	90	110	122.2%		5	1	
錦生、赤目 黒田、結馬、井手、 安部田、矢川、 上三谷、竜口、 赤目町全域	公立	錦生保育所	0歳～	45	19	42.2%	1	1	35	老朽化施設への対応 ・保育所の定員割れ ・地域の子育て(在宅保育)家庭への支援
	公立	赤目保育所	0歳～	120	84	70.0%		0	29	
箕曲 夏見、瀬古口、 箕曲中村、中知 山、 青蓮寺、百合が丘	私立	名張よさみ幼稚園	2歳～	240	233	97.1%	2	-	28	地域の子育て(在宅保育)家庭への支援
	私立	箕曲保育園	0歳～	150	129	86.0%		0	28	
つつじが丘、 国津 神屋、奈垣、布生、 長瀬、上長瀬、 つつじが丘、春日	私立	つつじが丘幼稚園	3歳～	240	152	63.3%	4	-	31	待機児童への対応 ・低年齢児(0歳児)の受入施設がない ・幼稚園・保育所の定員割れ ・老朽化施設への対応 ・地域の子育て(在宅保育)家庭への支援
	公立 (民間委託)	国津保育所	3歳～	30	14	46.7%		0	23	
桔梗が丘 桔梗が丘全域	公立	桔梗南幼稚園	4歳～	140	75	53.6%	6	-	33	低年齢児(0歳児)の受入施設が少ない 待機児童への対応 ・幼稚園の定員割れ ・老朽化施設への対応 ・地域の子育て(在宅保育)家庭への支援
	私立	桔梗が丘幼稚園	3歳～	420	322	76.7%		-	26	
	私立	桔梗が丘保育園	0歳～	180	197	109.4%		7	17	
その他 伊賀市							1			5月1日時点において、伊賀市在住者からの市内保育所への入所申込みあり
計				2,195	2,304	105.0%	29	29		

待機児童が4人を超える施設とその施設が配置されている地区は、網掛で表示
築後30年を超える施設は、網掛で表示

名張市保育施設長連絡協議会規約

第1条 本会は、名張市保育施設長連絡協議会(以下「保育連絡協議会」という。)という。

第2条 本会の事務局は、子育て支援室におく。

第3条 本会の会員構成は、別表をもって定める。

第4条 本会は、施設長の研鑽と親睦を図り、会員及び会員の所属する施設職員の資質向上のため研修事業等を通じて、職務の遂行に万全を期することを目的とする。

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研修会の開催
- (2) 講演会・講習会の開催
- (3) 親睦会の開催
- (4) その他

第6条 本会の運営は、会費等をもってあてる。

2 本会の会費は、別に定める。

第7条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第8条 本会の事業の運営は、会員の互選により、役員4名を選任し、役員会を設置して運営にあてる。

第9条 役員は、会長1名、副会長1名、書記1名、会計1名をもってあてる。

2 会長は、会務を総理し、保育連絡協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 書記は会の事務を処理する。

5 会計は会の財務、会計事務を処理する。

第10条 役員の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

第11条 保育連絡協議会は、会長が必要に応じて月1回召集し、その議長となる。

2 保育連絡協議会は、会員の過半数が出席しなければ開くことができない。

第12条 役員会は、年間事業報告、会計報告をしなければならない。

附 則 この規約は、平成22年4月1日から施行する。

名張市子ども権利委員会規則

(平成20年11月25日規則第48号)

(趣旨)

第1条 この規則は、名張市子ども条例(平成18年名張市条例第14号)第23条第7項の規定に基づき、名張市子ども権利委員会(以下「権利委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 権利委員会は条例に定めることのほか、子どもの健全育成に関する基本計画の策定及び見直しに関することを行う。

(委員長及び副委員長)

第3条 権利委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、権利委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 権利委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 権利委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 権利委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(部会)

第5条 権利委員会は、その定めるところにより、部会を設けることができる。

2 権利委員会の部会に属させる委員は、委員長が指名する。

(庶務)

第6条 権利委員会の庶務は、健康福祉部子ども政策室において行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年2月1日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第11号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

子ども権利委員会検討部会 名簿

【就学前教育・保育施設検討部会】

(平成23年8月現在)

	氏名	選出団体等	役職等	備考
委員長	山村博亮	名張市子ども会連合会	理事	
委員	岩見充治	市民公募		
〃	鈴木 聡 今井芳裕	三重県伊賀児童相談所	所長	～平成23年3月 平成23年4月～
〃	松崎律子 植野あさ子	人権擁護委員		～平成23年8月14日 平成23年8月15日～
〃	宮崎悦子	名張市子育てサークル連絡協議会	会長	
オブザーバー	加茂勇一郎	学校法人桔梗が丘学園 桔梗が丘学園	理事長	
〃	廣瀬忠利	学校法人廣瀬学園 名張よさみ幼稚園	理事長	
〃	北畑維久子	名張市立名張幼稚園	園長	
〃	東野政美 柳浩太郎	名張市立名張幼稚園PTA	会長	～平成23年3月 平成23年4月～
〃	稲森洋子 道岡多賀子	名張市保育施設長連絡協議会	会長 副会長	～平成23年3月 平成23年4月～
〃	藤原真也 小澤亮二	保育所保護者会連絡協議会	会長	～平成23年3月 平成23年4月～

【幼児教育検討部会】

副委員長	檜垣博子	皇學館大學	教授	
委員	齋藤誠	市民公募		
〃	高木裕美子 山森理宏	名張市PTA連合会	顧問	～平成23年3月 平成23年4月～
〃	福山悦子	民生委員児童委員協議会連合会	連合会副会長	
〃	福井太利	名張市小中学校校長会	錦生小学校長	
オブザーバー	東恭子	学校法人藤森学園 つつじが丘幼稚園	園長	
〃	関元則子	名張市立桔梗南幼稚園	園長	
〃	吉永美知代	名張市保育施設長連絡協議会	副会長 会長	～平成23年3月 平成23年4月～
〃	五舛出圭史 小島淳子	名張市立桔梗が丘中学校 名張市立箕曲小学校	教頭会代表	～平成23年3月 平成23年4月～
〃	廣岡茂齊 青木由美子	名張市立桔梗が丘小学校	教師代表	～平成23年3月 平成23年4月～

名子政 第111号

平成23年2月16日

名張市子ども権利委員会

会長 山村 博亮 様

名張市長 亀井利克

諮問書

名張市子ども条例(平成18年条例第14号 以下「条例」という)第23条第2項の規定に基づき、次の事項について貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

1 諮問事項

- (1) 国が幼保一体化にむけて検討している「こども園(仮称)」の取組を踏まえ、就学前教育・保育施設の全市的な適正規模、適正配置について
- (2) 本市の幼児教育の現状と課題を踏まえた既存保育所・幼稚園の今後の幼児教育の内容と公立・私立の役割分担について

2 諮問理由

名張市では、平成22年12月現在、保育所が15園(公立9園、私立6園)、幼稚園が6園(公立2園、私立4園)設置されています。

近年の様々な社会的変化により、保育所においては高まる保育ニーズを吸収できない状況の中で待機児童が生じており、一方で、幼稚園では定員割れの状況が顕在化しているなど、子育てと仕事の両立を求める保育ニーズへの対応が余儀なくされています。

このような状況のなかで、本市における就学前教育・保育施設の適正規模並びに適正配置に係る検討を「こども園(仮称)制度」等の導入も踏まえて整理する必要があります。

また、幼児期は、子どもたちが健やかに育ち、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であります。次代を担う子どもたちが、激変している社会環境や家庭環境に大きな影響を受けているなかで、生きる力を身につけ、心身ともに健康で心豊かに育っていけるよう、幼児教育・保育サービスの提供を官民の役割を明確にするとともに、それぞれが連携し、小中学校につながる一貫した取組を行っていく必要があります。

以上のことに鑑み、今後の少子化時代に対し、子どもの権利を保障するとともに、子どもの健全育成のための具体的方策等について総括的に検討していただきたく諮問いたします。

子ども権利委員会及び検討部会の協議経過

年度	月	権利委員会	就学前教育・保育施設検討部会	幼児教育検討部会
22	2	2/16 審議事項の諮問		
	3		3/14 審議内容説明、スケジュール確認	3/15 審議内容説明、スケジュール確認
23	4			
	5		5/31 審議事項協議	
	6			6/2 審議事項協議
	7			
	8		8/8 審議事項協議	8/5 審議事項協議
	9			
	10		10/4 協議内容整理	10/6 審議事項協議
	11			11/24 協議内容整理
	12			
	1	1/24 部会協議内容報告 答申内容整理		
	2	2/14 答申内容整理		
3	3/13 答申書提出			